

性暴力根絶条例に基づく具体的施策の実施状況について

資料3

1 福岡県における性犯罪（強制性交等・強制わいせつ）の現状

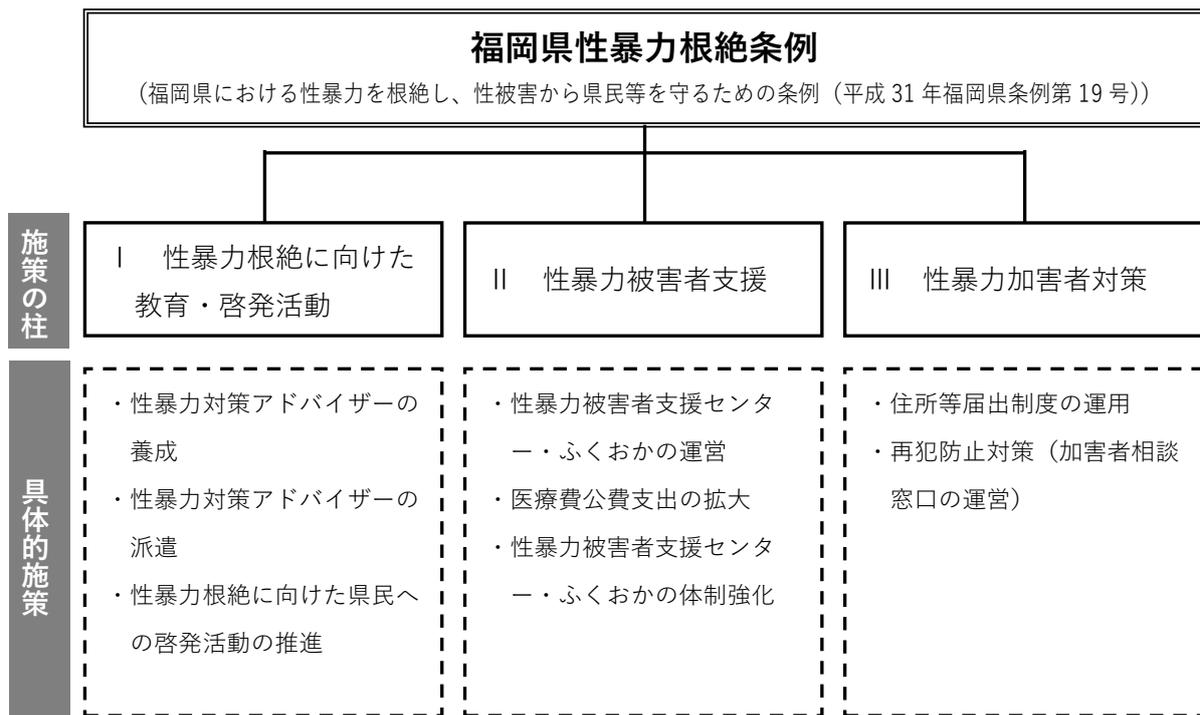
○令和4年の性犯罪認知件数（暫定値）は281件。前年比12%増。

| | | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 (暫定値) | 前年同期比 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|---------------|-------------------|
| 刑法犯 | | 36,701 | 34,520 | 27,627 | 26,337 | 28,788 | +2,451 (+9.3%) |
| 性 犯 罪 | 強制性交等 | 93 | 88 | 55 | 60 | 68 | +8 (+13%) |
| | 強制わいせつ | 288 | 233 | 173 | 191 | 213 | +22 (+12%) |
| | 計 | 381 | 321 | 228 | 251 | 281 | +30 (+12%) |
| | 全国順位 | 8位 | 8位 | 8位 | 8位 | 8位 | - |

○性犯罪被害発生率（人口10万人当たり認知件数）は、平成30年までの9年連続ワースト2位から令和4年（暫定値）は8位となったものの、依然として上位。

| | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 (暫定値) |
|----------|-------|-------|------|------|------|---------------|
| 性犯罪被害発生率 | 8.02 | 7.43 | 6.26 | 4.44 | 4.90 | 5.50 |
| 全国順位 | 2位 | 2位 | 5位 | 8位 | 7位 | 8位 |

2 福岡県性暴力根絶条例に基づく具体的施策の施策体系



3 具体的施策の実施状況

I 性暴力根絶に向けた教育・啓発活動

条例第11条第1項の規定に基づいて、性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者には寄り添う心を共有する社会をつくるため、小学校、中学校、高等学校等において、性暴力根絶等に関する総合的な教育を行う性暴力対策アドバイザー派遣事業を実施。

① 性暴力対策アドバイザーの養成

ア 性暴力対策アドバイザー養成講座の実施

- ・受講対象は、県臨床心理士会若しくは性暴力関係機関から県に推薦された者又は現役のスクールカウンセラーのうち養成講座の受講を希望する者
- ・対象者は、条例に規定された4つの教育分野（※）及び教育の方法についての講義を受講し、各講義の到達テストを受験

※条例に規定された4つの教育分野（性暴力根絶条例第11条第2項）

- I 性差別等人権に関する教育
- II 体や性の仕組みに関する教育
- III 性に関する心理学的見地からの教育
- IV 性暴力及び性被害の実情等に関する教育

- ・全ての到達テストに合格した者に対し、修了証を交付
- ・修了証を交付した者のうち、アドバイザーとして活動する意向があるものを性暴力対策アドバイザーとして登録し、委嘱状を交付

【実施結果】

| | 受講者数 | 修了者数 | 被委嘱者数 |
|-------------------|------|------|-------|
| 令和元年度第1回（令和2年3月） | 53人 | 49人 | 28人 |
| 令和2年度第1回（令和2年10月） | 27人 | 24人 | 10人 |
| 令和2年度第2回（令和3年3月） | 31人 | 30人 | 16人 |
| 令和3年度第1回（令和3年11月） | 56人 | 56人 | 37人 |
| 令和3年度第2回（令和4年3月） | 48人 | 48人 | 35人 |
| 計（5回開催） | 215人 | 207人 | 126人 |

※過年度修了者についても随時委嘱者の登録を受付中（被委嘱者数は令和4年9月末現在）

② 性暴力対策アドバイザーの派遣

○ 派遣実績

(校)

| | 公立 | | | | 私立 | | | その他 | 計 |
|----------------|------------|----|----|----|------------|----|----|-----|-----|
| | 小学校 高学年 | 中学 | 高校 | 特支 | 小学校 高学年 | 中学 | 高校 | | |
| 令和2年度 | 16 | 6 | 5 | 4 | - | 1 | - | 1 | 33 |
| 令和3年度 | 101 | 40 | 29 | 7 | - | - | - | 3 | 180 |
| 令和4年度 (上半期) | 216 | 49 | 24 | 2 | - | - | - | 1 | 292 |

※今年度から公立の小学校（高学年）、中学校、高校の全てで実施（令和4年度：512校の派遣を予定）

○ 派遣予定

(校)

| | 公立 | | | | | 私立 | その他 | 計 |
|-------|------------|------------|-----|----|----|----|-----|---|
| | 小学校 低学年 | 小学校 高学年 | 中学 | 高校 | 特支 | | | |
| 令和5年度 | 48 | 358 | 112 | 40 | 5 | 20 | 583 | |
| 令和6年度 | 48 | 358 | 112 | 40 | 38 | 20 | 616 | |
| 令和7年度 | 48 | 358 | 112 | 40 | 38 | 20 | 616 | |

※小学校低学年：令和5年度から先行実施。

※特別支援学校：令和5年度まで先行実施。令和6年度以降は全校実施。

○ 性暴力対策アドバイザー派遣先行実施アンケート結果概要（令和3年度）

- ・別添1のとおり

○ 性暴力対策会議性暴力対策アドバイザー派遣制度に関する専門委員会実施状況

- ・別添2のとおり

③ 性暴力根絶に向けた県民への啓発活動の推進

ア 性暴力対策啓発冊子の作成・配布

発達段階に応じた啓発冊子を作成し、児童生徒や学生に配布。性暴力対策アドバイザーの講義の副教材としても活用。冊子データ（PDF）は、県HPに掲載。

(ア) 小学校低学年向け「じぶんだけのだいじなところ」

- ・令和4年3月作成、毎年、県内小学校及び義務教育学校の1年生に配付

(イ) 小学校高学年向け「境界線ってなに？～自分も相手も守る透明バリア～」

- ・令和3年3月作成、毎年、県内小学校及び義務教育学校の5年生に配付

(ウ) 中学生向け「まんがで学ぼう！デートDVと性暴力」

- ・令和3年9月改訂版作成、毎年、県内中学校1年生に配付

(エ) 高校生向け「あなたのココロ傷ついていませんか？デートDVと性暴力」

- ・令和3年9月改訂版作成、毎年、県内高等学校1年生に配付

(オ) 大学生向け「マンガで学べるNEW LIFE NEW STYLE」

- ・令和3年3月作成、毎年、大学・専門学校等に配布

イ 条例・指針を広報する性暴力対策施策パンフレットの作成・配布

性暴力対策施策パンフレット「私たちが、変えていく。一性暴力のない福岡県を目指して」の作成・配布（令和3年3月、10,000部）、県HPへの掲載。

ウ 性暴力根絶に向けたSNSによる広報啓発の実施

- ・令和4年3月に、新生活を始める若者を対象にした性暴力被害の注意喚起等の啓発動画をYouTube及びInstagramで配信。
- ・令和4年7月に、夏休みに入る中高生・保護者を主たる対象にした性暴力被害者支援センター・ふくおかの紹介広告をYouTubeやTikTok等で配信、フリーペーパーサンデーに掲載。
- ・令和4年8月に、夏休み期間中の中高生・保護者を主たる対象にした性暴力被害にあった場合の相談の促進に係る啓発動画をYouTubeやTikTok等で配信、県HPへの掲載、フリーペーパーサンデーに広告掲載。
- ・令和4年11月に、県民向けに、二次的被害防止に向けた啓発動画をYouTubeやTikTok等で配信、県HPへの掲載、フリーペーパーサンデーに広告掲載。

エ 性暴力等啓発動画の作成・配信

- ・条例や指針、福岡県における性暴力被害の現状、性暴力被害者支援に向けた取組等を紹介する動画を、YouTube（福岡県性暴力チャンネル）を通じて配信。

【課題】

①性暴力対策アドバイザーの能力の向上

⇒本事業は、アドバイザーが一人で学校に出向いて授業をするもの。子どもたちが傷つかず、本事業が子どもにとって実のあるものとなるため、アドバイザー一人一人が条例に対する理解を深め、本事業に対する責任を感じながら実施していくことが求められる（令和4年度第2回専門委員会意見）

〈対応状況〉

- ・性暴力対策アドバイザーに対して、スキルアップ研修及び意見交換会を実施。

②性暴力対策アドバイザーの派遣校の拡充

⇒令和4年度から公立学校の全校実施が開始される中、私立学校への拡充が課題。

〈対応状況〉

- ・庁内関係課とも連携し私立学校への周知を継続して実施。

Ⅱ 性暴力被害者支援

① 性暴力被害者支援センター・ふくおかの運営

○ 相談・支援件数

令和3年度の相談・支援件数は、4,831件。(件)

| | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 上半期 | 計 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|--------|
| 電話相談 | 289 | 429 | 1,041 | 1,244 | 2,380 | 2,306 | 2,502 | 5,073 | 4,547 | 2,143 | 21,954 |
| 直接支援 | 22 | 57 | 155 | 159 | 325 | 250 | 257 | 280 | 284 | 110 | 1,899 |
| 計 | 311 | 486 | 1,196 | 1,403 | 2,705 | 2,556 | 2,759 | 5,353 | 4,831 | 2,253 | 23,853 |

○ 新規案件数推移

(件)

| | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 上半期 | 計 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|-------------|-------|
| 電話相談 | 172 | 236 | 278 | 362 | 553 | 607 | 574 | 525 | 453 | 253 | 4,013 |
| 直接支援 | 10 | 17 | 42 | 57 | 78 | 59 | 73 | 92 | 76 | 37 | 541 |
| 計 | 182 | 253 | 320 | 419 | 631 | 666 | 647 | 617 | 529 | 290 | 4,554 |

○ 被害内容別相談・支援件数推移

(件)

| | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 上半期 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------------|
| 電話相談 | 2,306 | 2,502 | 5,073 | 4,547 | 2,143 |
| 強制性交等 | 552 | 906 | 1,786 | 1,813 | 800 |
| 強制わいせつ | 1,042 | 899 | 624 | 596 | 275 |
| その他の性的被害 | 433 | 303 | 869 | 680 | 334 |
| その他の被害 | 104 | 127 | 100 | 135 | 73 |
| 問合せ等 | 175 | 267 | 1,694 | 1,323 | 661 |
| 直接支援 | 250 | 257 | 280 | 284 | 110 |
| 強制性交等 | 133 | 177 | 159 | 185 | 61 |
| 強制わいせつ | 112 | 73 | 113 | 90 | 40 |
| その他の性的被害 | 5 | 7 | 8 | 9 | 9 |

○ 相談対応の体制

- ・受付時間：24時間365日
- ・相談員（平日9～17時）：3名、（夜間・休日）：2名
- ・コーディネーター（社会福祉士経験あり・常勤）：1名
- ・精神科医（月2日）：1名、
- ・弁護士（月2日）：1名
- ・心理職（月15日）：1名

【参考：24時間化している全国のワンストップ
支援センター（令和4年11月末現在）】
埼玉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県
福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県
滋賀県、大阪府、広島県、山口県、徳島県
愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、沖縄県

② 医療費の公費支出

被害者の精神的・身体的・経済的負担軽減のため、性暴力被害に関する医療費への公費支出を実施。

ア 産婦人科医療費

- ・福岡県医師会協力のもと、35産婦人科医療機関が協力医療機関として連携し、被害者の医療費を公費支出するもの
- ・令和2年度に公費支出の対象を拡大
（性感染症の検査及び裂傷の一時的処置費にその治療費を、また、緊急避妊薬の投与を条件としない人工妊娠中絶費用を追加）

イ 精神科医療費

- ・福岡県医師会協力のもと、23精神科医療機関が協力医療機関として連携し、被害者の医療費を公費支出するもの

○ 支援実績 (件)

| | 産婦人科医療費 | 精神科医療費 |
|--------------|---------|--------|
| 令和2年度 | 41 | 9 |
| 令和3年度 | 32 | 14 |
| 令和4年度 上半期 | 16 | 15 |

③ 性暴力被害者支援センター・ふくおかの体制強化

近年増加している子どもの相談に対応するため、性暴力被害者支援センター・ふくおかにおいて、令和2年度に以下の取組を実施。

- ・子どもの性被害の対応に熟練した心理職の配置
- ・遊戯療法（※）のためのプレイセラピールームの設置
※遊びを通して感情や葛藤を表現し、他者との信頼関係を構築したり、自信を回復したりすることで、情緒的な安定を図るもの。

④ 福岡県性暴力根絶条例及び性暴力被害者支援センター・ふくおかの認知度 (%)

| | 令和3年度 | 平成30年度 |
|-------------------|-------|--------|
| 福岡県性暴力根絶条例 | 36.7 | — |
| 性暴力被害者支援センター・ふくおか | 44.4 | 30.4 |

（出典：「第2次福岡県犯罪被害者等支援計画」（令和4年3月））

【参考：SNS等インターネットを活用した相談手法の導入】

- 国（内閣府）における取組について
 - ア 令和元年度における試行
 - ・令和元年12月から、全国版及び3道府県においてSNS相談を試行
 - イ 令和2年度における試行実施
 - ・令和3年度中からのSNS相談の通年実施に向けた効果的な相談・支援のためのノウハウ等の蓄積を目的とし、全国数団体において、試行
 - ウ 令和3年度における通年実施
 - 事業名 性暴力に関するSNS相談「Cure Time（キュアタイム）」
 - 開始日 令和3年4月3日（土曜日）
 - 実施時間 毎週月・水・土曜17：00～21：00
 - エ 令和4年度における通年実施
 - 事業名 性暴力に関するSNS相談「Cure Time（キュアタイム）」
 - 開始日 令和4年4月1日（金曜日）
 - 実施時間 365日17：00～21：00
 - ※性暴力被害者支援センター・ふくおかは令和2年度以降継続して本事業に参画

【課題】

- ・性暴力被害者支援センター・ふくおかの認知度の向上
 - ⇒性暴力被害者支援センター・ふくおかについて知っている人は約44%（前回調査約30%）と、認知度は上昇しているものの、依然として半数を切っている状況であるため、引き続き認知度向上に向けた取り組みが必要。
 - 〈対応状況〉
 - ・アドバイザー派遣事業の際に性暴力被害者支援センター・ふくおかの連絡先を記載したカードを配布、各戸配布広報誌「福岡県だより」、県広報テレビ番組、SNS等での広報など、あらゆる機会を通じて周知に取り組む。

Ⅲ 性暴力加害者対策

① 住所等届出制度の運用

ア 制度周知

- ・ 福岡県から法務省に対し、全国の刑事施設及び保護観察所の施設内におけるポスター掲示や対象者への制度周知を依頼
- ・ 県ホームページにおける制度周知
- ・ 県、国、市町村の広報媒体や新聞広告を活用した制度周知
- ・ 関係機関へのチラシ等配付による制度周知

イ 届出件数

(人)

| | 令和2年度 (5月～) | 令和3年度 | 令和4年度 (上半期) | 計 |
|------|----------------|-------|----------------|----|
| 届出件数 | 8 | 11 | 6 | 25 |

- ・ 届け出られた犯罪は、刑法違反（強制わいせつ、強制わいせつ致傷）、児童福祉法違反、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反
- ・ 法務省との覚書に基づいて刑事施設への届出内容も照会
- ・ 刑事施設への照会を経て登録を行った上、相談窓口における支援を案内

② 再犯防止対策（加害者相談窓口の運営）

ア 相談窓口の開設

- ・ 名称：福岡県性暴力加害者相談窓口
- ・ 開設日：令和2年5月1日
- ・ 開設時間：平日9：00～17：00

※再犯防止専門プログラム（事前予約制）については、令和4年4月から、週2日、21時まで時間を拡大

- ・ 支援体制：性暴力加害者対策支援専門員（常勤・精神保健福祉士） 1名
性暴力加害者再犯防止カウンセラー（非常勤・臨床心理士） 2名
性暴力加害者支援スーパーバイザー（非常勤・臨床心理士） 2名
性暴力加害者支援スーパーバイザー（非常勤・精神科医） 1名

イ 相談窓口の周知

- ・ 県ホームページにおける広報
- ・ 県、国、市町村の広報媒体等を活用した広報
- ・ 関係機関へのチラシ等配布による広報

ウ 相談受付件数

(実人数)

| 相談種別 | 令和2年度 (5月～) | 令和3年度 | 令和4年度 (上半期) | 計 |
|--------|----------------|-------|----------------|-----|
| 強制わいせつ | 12 | 16 | 5 | 33 |
| 強制性交等 | 3 | 1 | 0 | 4 |
| 公然わいせつ | 3 | 6 | 3 | 12 |
| 痴漢 | 4 | 4 | 2 | 10 |
| 盗撮 | 16 | 45 | 21 | 82 |
| ストーカー | 1 | 2 | 0 | 3 |
| のぞき | 2 | 2 | 2 | 6 |
| 買春 | 1 | 1 | 0 | 2 |
| セクハラ | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 浮気・不倫 | 2 | 2 | 1 | 5 |
| 問合せ | 22 | 15 | 18 | 55 |
| その他 | 12 | 18 | 1 | 31 |
| 計 | 78 | 113 | 53 | 244 |

エ 窓口における支援状況

(ア) 面接の受付状況 (() 内は前記①の届出者に係る受付状況)

| | 令和2年度 (5月～) | 令和3年度 | 令和4年度 (上半期) | 計 |
|------|----------------|--------|----------------|---------|
| 受付件数 | 48 (1) | 57 (3) | 15 (2) | 120 (6) |

(イ) 医療費の公費支出

- ・福岡県医師会協力のもと、10精神科医療機関が協力医療機関として連携し、性暴力加害者の精神科医療費を公費支出するもの

| | 令和2年度 (5月～) | 令和3年度 | 令和4年度 (上半期) | 計 |
|------|----------------|-------|----------------|---|
| 実施件数 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【課題】

- ・子どもへの性犯罪を犯した者に対する対策の強化

⇒住所等届出対象者を、切れ目なく加害者相談窓口につなげる必要がある。

〈対応状況〉

- ・保護観察所との連携により、保護観察所から加害者相談窓口への切れ目のない支援を検討（今後、刑務所等への拡大も視野に検討）
- ・届出後の未相談者に対する加害者相談窓口活用の勧奨を検討